

## ◆来年4月1日から家庭用電力の小売全面自由化が始まります！

2016年4月1日から、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。今と同じメニューを継続する場合には、手続き不要で、自動的に契約更新されます。詳しくはこちらをご覧ください。



経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/electricity\\_liberalization/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_liberalization/)

電気を販売する「小売電気事業者」は法律により、国の登録を受けていないと家庭に電気を販売することはできません。販売契約を結ぶ際には、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明することが法律上義務付けられています。また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられています。

電力の小売自由化の制度や経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者であるか等についての問い合わせは経済産業省の専用ダイヤルにおかけください。

経済産業省 専用ナビダイヤル 0570-028-555(受付時間 平日9:00~18:00)

まずは電力の小売自由化について、正しい情報を収集しましょう。また、小売電気事業者から「料金が必ず安くなる」などと言った、勧誘トークをされた時にはその場ですぐに契約せず、契約内容や料金体系等を書面で確認して十分検討してください。

また、小売契約の締結に当たってのトラブルや、悪質な事業者に遭遇したら、下記の相談窓口にてご相談ください。

経済産業省電力取引監視等委員会 相談窓口  
03-3501-5725(受付時間 平日9:30~12:00、13:00~18:30)

このような新たな制度が導入されたことにより、電力会社を名乗る不審な勧誘電話や、執拗・強引な勧誘を受けて契約してしまった等の相談が、消費者センターに多く寄せられてくる傾向があります。

おかしいと思ったら、すぐに大阪市消費者センターへご相談ください。

## ◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

## ●消費生活相談専用電話：6614-0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時~午後5時、12/29~1/3を除く)

◇メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス

◇面談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

- ・天王寺サービスカウンター
- ・クレオ大阪各館[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]
- ・市民相談室(市役所1階)

※土日祝、12/29~1/3を除く 午前10時~午後3時

メインキャラクター  
エルちゃん

